

平成28年7月11日

栃木県保健福祉部こども政策課

1 提案内容

一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先の市町村への変更並びに立入検査事務の市町村への移譲

2 基礎情報

届出受理に関する事務は、届出の記載内容を確認し、人員基準や設備基準に適合していることを確認している。

立入検査事務は、事業者と日程調整の上、各基準に適合した状態で適切に事業が実施されているか検査する。

一時預かり事業の届出受理件数は109件／年、立入り件数は89件。

病児保育事業の届出受理件数は52件／年、立入り件数は0件。

（いずれも宇都宮市を除く。）

都道府県は、一時預かり事業及び病児保育事業に関し、届出の受理（児童福祉法第34条の12又は同条の18）並びに報告及び立入検査等（同条の14又は同条の18の2）を行うこととなっている。

両事業とも実施主体は市町村であり、届出の状況を確認・把握する必要があることから、市町村経由で届出を受理している。

また、事業者への立入検査等についても、都道府県は児童福祉法の規定に基づき行い、市町村は実施主体として委託や補助をする立場から指導等を行う。

（別添事務フロー図のとおり）

3 支障事例等

事業者の質問に対し、県から回答してしまってもよいものか、市町村から回答してもらった方がよいものではないかなど判断に迷うことがある。

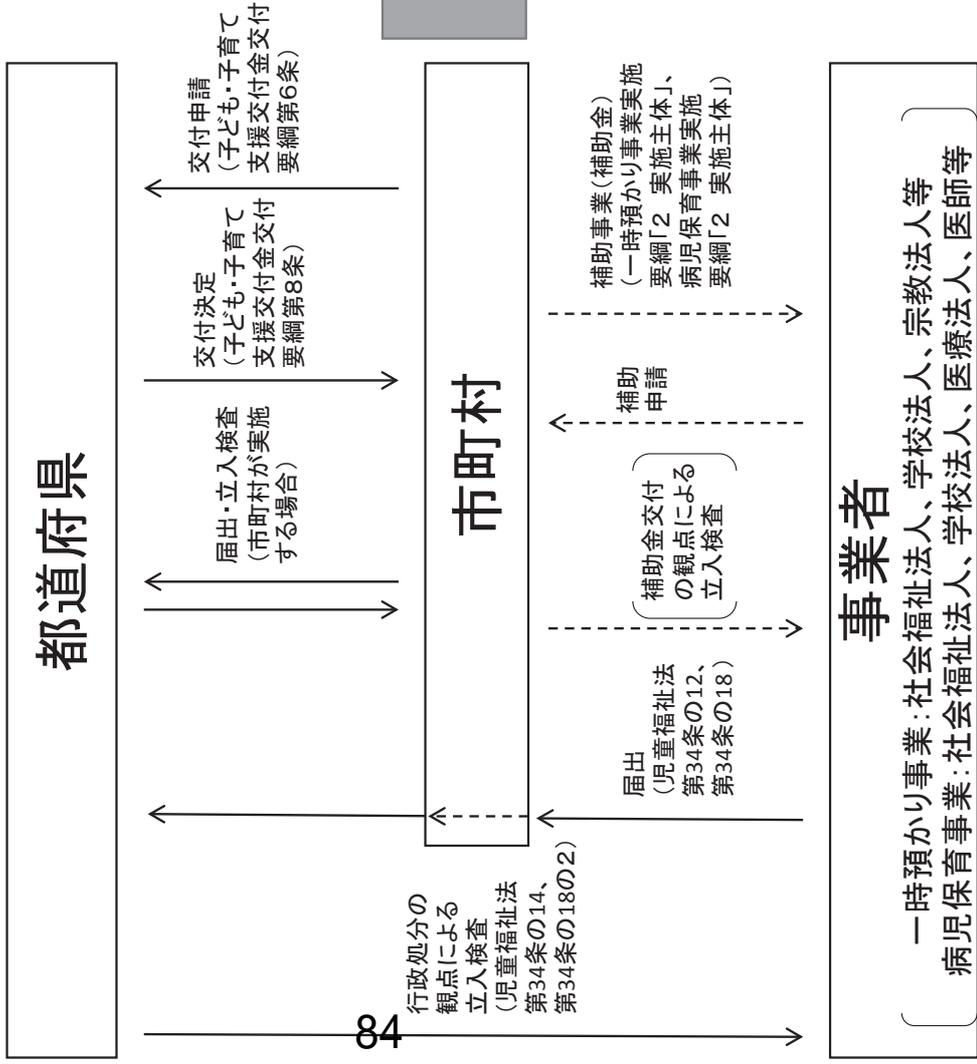
また、回答した場合に、それぞれの見解が違ってしまうと混乱を招く。

4 制度改正の必要性

実態を考え、市町村以外のもので実施するものについては、届出の受理並びに報告及び立入検査等の事務は市町村に移譲すべきである。窓口が一元化されることは事業者にとっても有益であり、事務の合理化も図られ、現場での混乱も避けられる。

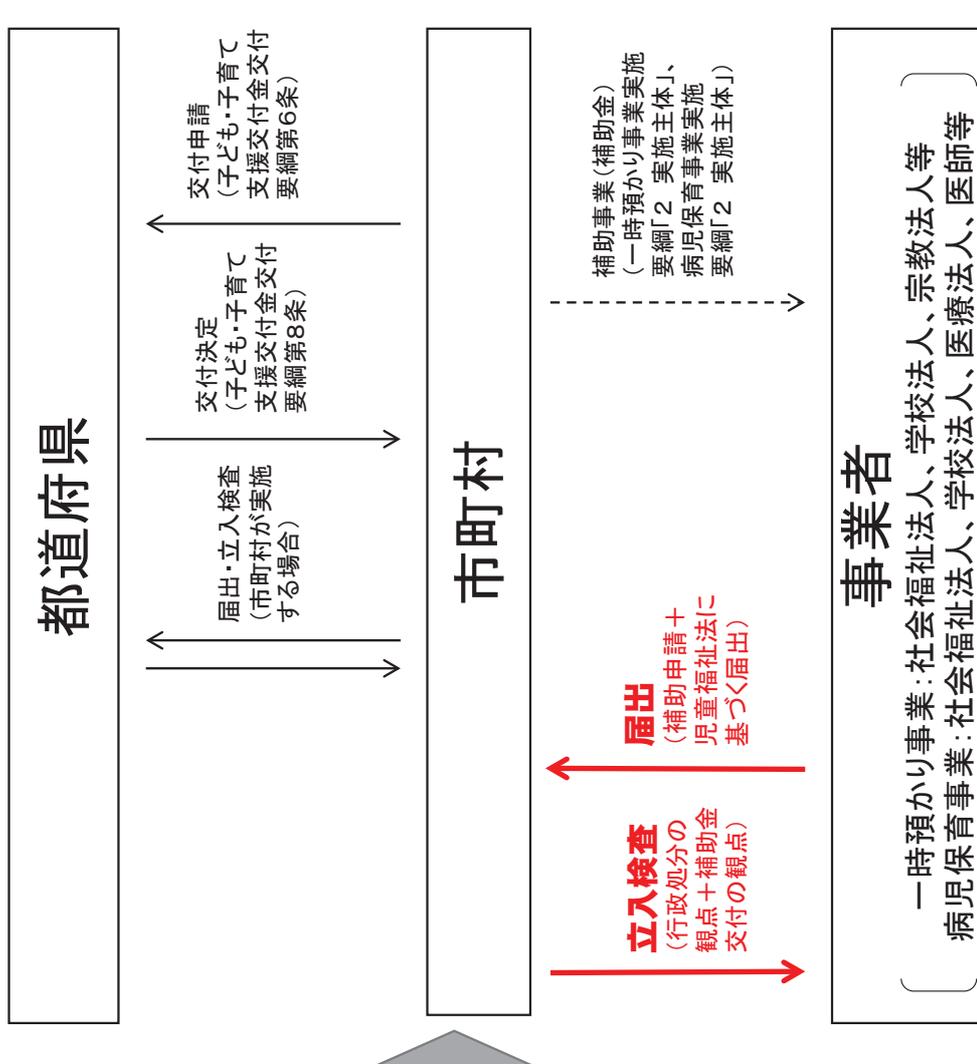
一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先並びに立入検査事務に係る都道府県・市町村・事業者の関係

現状



提案実現後

※指定都市・中核市は措置済み



提案番号66 「延長保育と放課後児童クラブを併設 運営する場合の職員配置基準の緩和」

未来にほほえむ国際学術研究都市を目指して



平成28年7月13日

作成: 東広島市こども未来部保育課
※内閣府資料より一部抜粋



I. 提案の背景①

○ 非効率な人員配置

- ・「延長保育」と「放課後児童クラブ」が併設されている施設において、利用児童数がどんなに少なくても、各事業ごとの職員配置基準を満たす必要があるので、サービス対象児童数に対してサービス提供職員数が過剰気味・・・という非効率な人員配置となる時間帯が生じている。

併設型施設における延長保育事業と放課後健全育成事業の勤務実態

本市の実際の施設における放課後児童及び認定こども園の実際の園児数の推移

	放課後児童健全育成事業			保育所～土曜日のみ			保育所 17時30分～18時00分			保育所 18時00分～18時30分			保育所 18時30分～19時00分		
	～17:00	17:30～18:00	18:30～	0歳児	1,2歳児	3歳児	4,5歳児	0歳児	1,2歳児	3歳児	4,5歳児	0歳児	1,2歳児	3歳児	4,5歳児
4月1日	14	0	0					1							
4月2日															
4月3日															
4月4日		3	0					1							
4月5日	21														
4月6日	14														
4月7日	23														
4月8日	20														
4月9日	3														
4月10日															
4月11日	16	1	1						1	2					
4月12日	15	6	1					1	2	2					
4月13日	16	3	1	0				1	2	2					
4月14日	21	6	1						1	2					
4月15日	18	2	0					1	3	4					
4月16日	3				1	2	1								
4月17日															
4月18日	20	9	3												
4月19日	22	7	0												
4月20日	18	5	0												
4月21日	19	6	2												
4月22日	20	1	0		1	3	1	1	1	1					

必要保育士数(18:00～18:30)
 0歳児 = 1 ÷ 3 = 0.33人
 1・2歳児 = 2 ÷ 6 = 0.33人
 3歳児 = 2 ÷ 20 = 0.10人
 合計0.76人

配置基準に基づく必要職員数
 (計算上)
 18:00～18:30 = 0.81人

必要指導員数(18:00～18:30)
 1 ÷ 20 = 0.05人
 ※定員20人と仮定して積算。

配置基準に基づく必要職員数
 (計算上)
 18:30～19:00 = 0.21人

必要指導員数(18:30～19:00)
 0 ÷ 20 = 0.00人
 ※定員20人と仮定して積算。

必要保育士数(18:30～19:00)
 1・2歳児 = 1 ÷ 6 = 0.16人
 3歳児 = 1 ÷ 20 = 0.05人
 合計0.21人

I. 提案の背景②

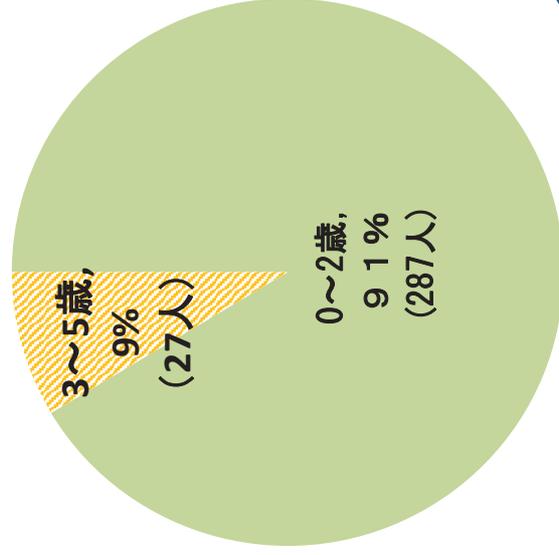
○ 保育従事者等の人員不足

- ・待機児童は、特に、0歳児から2歳児までの低年齢児が拡大傾向にあり、保育所等の本体業務である通常保育に従事する保育士を充実する必要があるため、同様に二一歳が増加している「延長保育」や「一時保育」などに従事する保育士等の十分な人員確保が困難になっている。

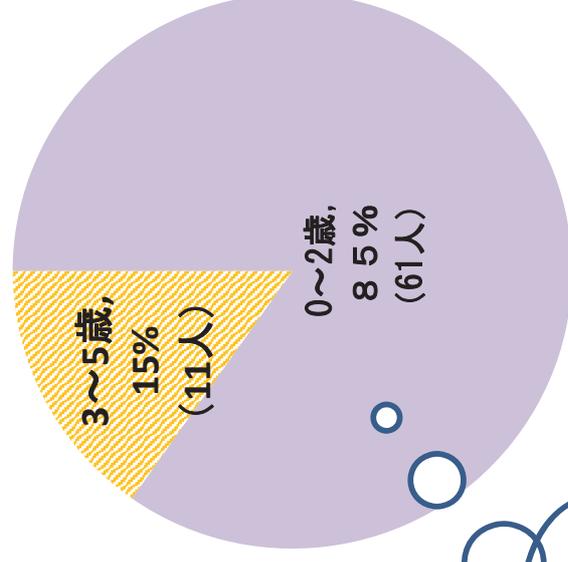
待機児童数の状況(東広島市)

(注:厚生労働省基準ではなく、申込者のうち入所できていない児童数)

平成28年3月1日



平成28年4月1日



年度が変わっても、
0～2歳児が高止まり

保育士不足

I. 提案の背景③

○ 保育業界全体の子育て環境を充実

- ・ 児童が少なくなる時間帯は女性が働きにくい時間帯であり、兼務によって女性の勤務負担を軽減することは、まだまだ女性の割合が多い保育業界全体の子育て環境を充実させ、子育てと仕事の両立を実現するための1つの取り組みにもなる。
- ・ 結果として、現在、国レベルの課題となっている保育士不足の解消に向けた一助になる。

I. 提案の背景④

○ 当該事業者からの声

試行的に、非常に利用者の少ない土曜日（保育所3人、学童保育3人程度の規模）に交流する機会を設けたところ、小学生が幼児と触れ合ったり、恐る恐る手を引く姿を見ると、核家族化で異年齢間での交流が乏しい家庭が増える中、子どもたちにとって貴重な機会であると感じた。制度の壁などで隔てるべきものではないのではないか？

I. 提案の背景⑤

○ 放課後児童クラブに通う児童の声

「赤ちやんと遊んだりすることができ
るので、嬉しい！」

(試行的に交流会に参加してみても…)